

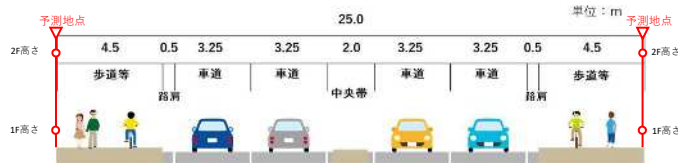
## 生活環境対策のうち騒音対策に関する検討案

### 生活環境対策のうち騒音対策について（昨年度までの振り返り）

浦和野田線整備後の騒音の予測を以下3箇所で実施し、環境基準値を下回った

#### 【予測条件】

- 予測箇所 道路と民地の境界（歩道端部）
- 車線数・幅員 4車線、25m
- 走行速度 60km/h
- 時間帯 昼間 6:00～22:00  
夜間 22:00～6:00
- 路面状況 平坦道路・排水性舗装



#### 【位置図・横断図】



#### 【予測結果】

予測地点	高さ	予測結果		環境基準		現状値	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
No.1	1.2m	68dB	64dB	70dB	65dB	45dB	45dB
	4.0m	67dB	63dB				
No.2	1.2m	66dB	62dB			49dB	46dB
	4.0m	66dB	62dB				
No.3	1.2m	68dB	64dB	42dB	40dB		
	4.0m	67dB	63dB				



# 生活環境対策のうち騒音対策について（昨年度までの振り返り）

遮音壁(地先境界部)※イメージ



遮音壁(歩車道境界部)※イメージ



出典: 積水樹脂(株)カタログ

## 騒音に関していただいている主な意見

- ・ 騒音・振動軽減の観点から、**植樹帯及び遮音壁の連続的な設置**をお願いしたい。
- ・ 家の目隠しの観点からも**遮音壁の設置**をお願いしたい。
- ・ 道路から数10m離れた箇所や川の対岸側（荻島地区）でどのくらいの騒音レベルになるか教えてほしい。

## 令和6年度検討内容

- ・ 車両騒音の影響範囲を把握するための予測検討を行う。
- ・ 騒音対策として遮音壁を設置することについて、出入りや設置に伴う防音効果などを踏まえ、**遮音壁の高さ、配置計画等を検討**。

# 生活環境対策のうち騒音対策について

令和6年度騒音予測箇所位置図



# 生活環境対策のうち騒音対策について

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値

No.1

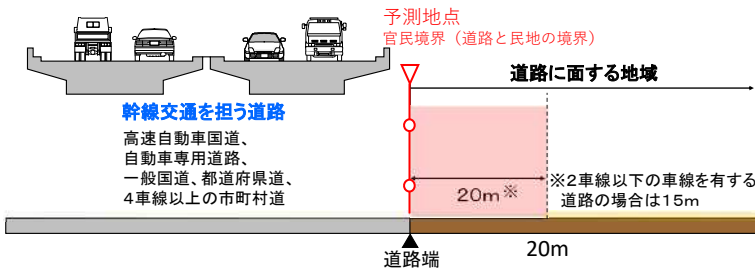
No.2

No.3

No.4

【4箇所共通】

道路と民地の境界から20m未満の建物に対する環境基準値は70dB以下（昼間の場合）とする。



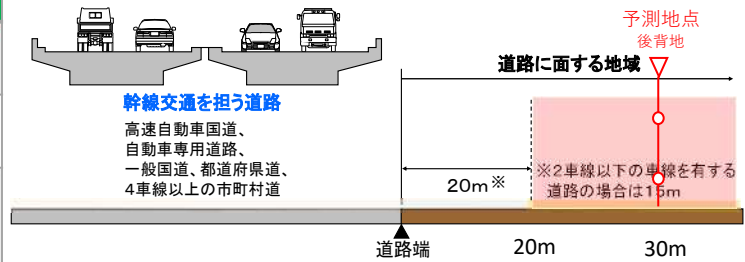
幹線交通を担う道路に近接する空間	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
70デシベル以下	65デシベル以下

※ 道路中心から近接空間（官民境界より20m内）における環境基準値は1F高さ及び2F高さ同様の基準値。

20mよりも外側の住宅（道路に面する地域）に対する基準値

20mよりも外側の建物に対する環境基準値は各地点の用途地域基準値を適用する。

適用環境基準	(A地域)	(C地域)
背後地（昼間）	60dB以下	65dB以下
背後地（夜間）	55dB以下	60dB以下
該当箇所	No.1 No.2 No.4	No.3

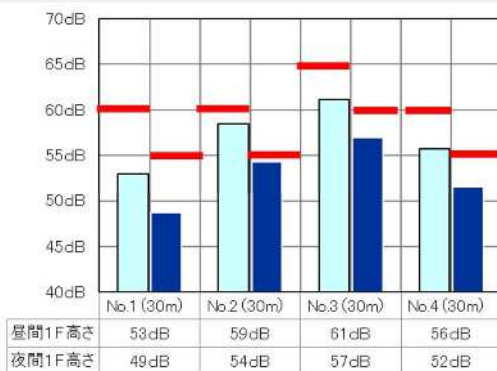


補足：A地域は住居専用地域、C地域は商工業地域という一般地域における用途範囲を表す。

- 官民境界における予測結果  
遮音壁を設置しなくても環境基準値以下であることを確認した。
- 官民境界から30m地点における予測結果  
低層遮音壁（約1m）を必要な区間のみ設置することで、各予測地点において環境基準値以下の数値となることを確認した。

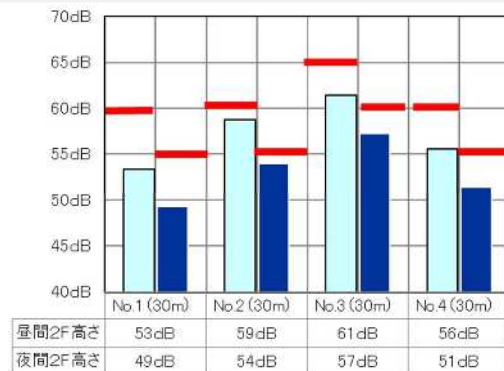


背後地（官民境界より30m地点）



□ 昼間1F高さ  
■ 夜間1F高さ

環境基準値(赤線)  
昼間: 60dB  
夜間: 55dB  
No.3のみ  
昼間: 65dB  
夜間: 60dB

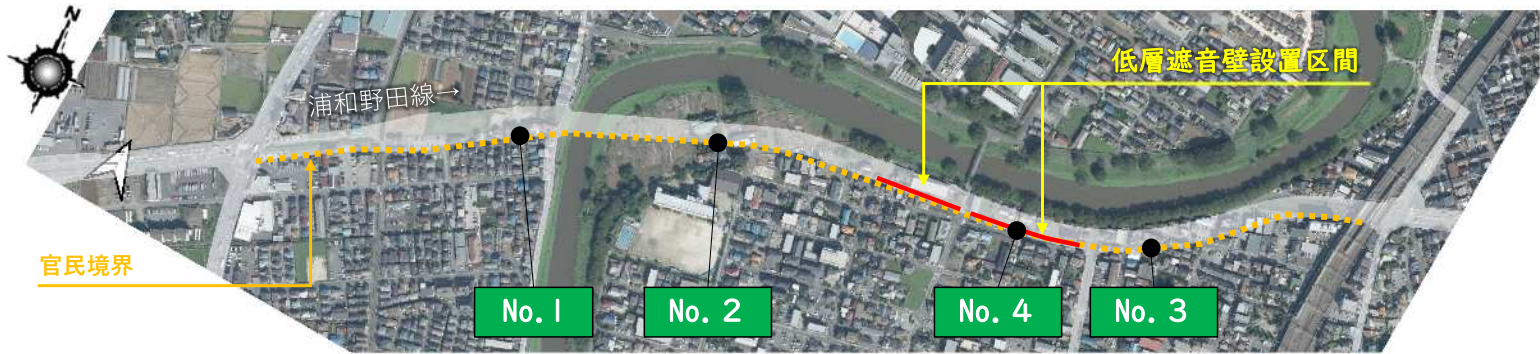


□ 昼間2F高さ  
■ 夜間2F高さ

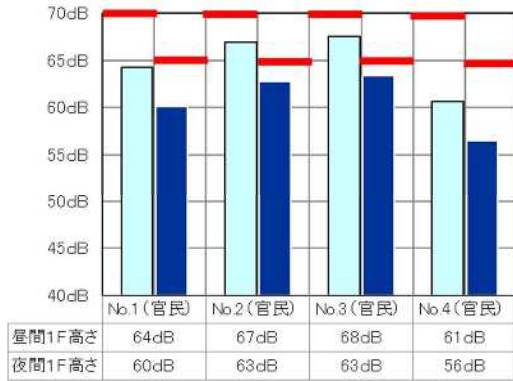
環境基準値(赤線)  
昼間: 60dB  
夜間: 55dB  
No.3のみ  
昼間: 65dB  
夜間: 60dB

# 生活環境対策のうち騒音対策について

- 【参考】官民境界における予測結果  
低層遮音壁(約1m)を必要な区間に設置した場合の各予測地点における結果は以下のとおり。

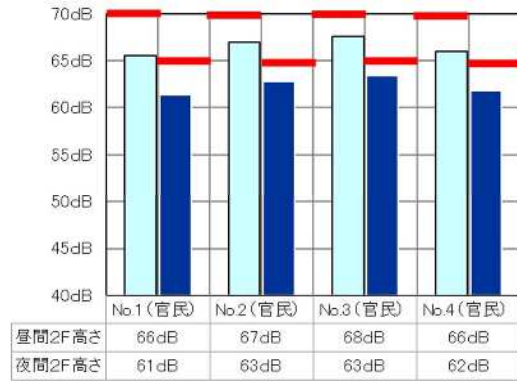


官民境界（道路と民地の境界）



□ 昼間1F高さ  
■ 夜間1F高さ

環境基準値(赤線)  
昼間:70dB  
夜間:65dB



□ 昼間2F高さ  
■ 夜間2F高さ

環境基準値(赤線)  
昼間:70dB  
夜間:65dB

## 低層遮音壁設置イメージ（実際にできるものとは異なります）

